令和８年度第２回沖縄県獣医師採用選考試験募集要項

１　採用予定者数　７名程度

２　勤務場所、勤務機関及び職務内容

⑴　勤務場所　沖縄県内（離島を含む。）

⑵　勤務機関　沖縄県環境部、保健医療介護部、若しくは農林水産部の本庁若しくは出先機関

⑶　職務内容　と畜検査、狂犬病予防、繁殖育成、家畜保健衛生、病性鑑定等

３　受験資格

⑴　昭和 56 年４月２日以後に生まれた者で、獣医師免許を有するもの又は令和９年４月末日までに獣医師免許を取得する見込みのあるもの

⑵　地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号に規定する次に掲げる者は、受験できません。

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　沖縄県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４　申込方法

⑴　インターネットによる申込み（以下、電子申請という。）の場合

沖縄県ホームページから電子申請による申込が可能です。

ア　申込手順　沖縄県ホームページ（https://www.pref.okinawa.lg.jp/）のトップページ中段の「情報をさがす」の中の「職員採用・人材募集」の「沖縄県選考採用試験」から、「令和８年度沖縄県職員（獣医師）の募集」を選択し、「電子申請」を選択してください。

※　電子申請の方法は、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を参照ください。

イ　注意事項

(ｱ) ご使用のパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、ご注意下さい。

(ｲ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行なってください。

(ｳ) 受験票は、受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票送付についてお知らせしますので、各自で受験票を印刷し、試験日に手元にご用意ください。受験票は郵送しません。

⑵　郵送による申込みの場合

次に掲げるものをオの申込先へ**簡易書留で**郵送してください。

ア　受験申込書

イ　募集要項に添付されている履歴書（自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、試験の申込前３月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付したもの。以下「履歴書」という。）

ウ　獣医師免許証の写し（取得見込者を除く）

エ　110 円切手を貼った封筒（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載ください。）

オ　申込先　〒900－8570　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎５階）　採用担当宛
※封筒表に朱書きで「獣医師試験申込書在中」と記載ください。

⑶　受付期間　令和８年 11 月９日（月）正午から同年 12 月 11 日（金）午後５時まで
電子申請による申込みの場合は、令和８年 11 月９日（月）正午から同年 12 月 11 日（金）午後５時までに申込データの受信したものに限り受付します。また、郵送による申込みの場合は、令和８年 12 月 11 日（金）**必着**とします。

５　試験の日時、試験方法等

⑴　日時　　令和８年 12 月 24 日（木）又は 12 月 25 日（金）　午前９時～午後５時まで
⑵　試験方法　　Ｗｅｂ面接（25 分程度）
⑶　留意点　　試験当日は、Ｗｅｂ環境をご準備ください。詳細は受験票送付時に併せてお知らせ致します。（Ｗｅｂ環境の整備が困難な場合は事前にご相談ください。）

６　試験時に用意するもの

受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、手元に用意してください。郵送による申込者は、沖縄県総務部人事課から送付される受験票を用意してください。）

７　合格発表　令和９年１月中旬

県庁正門掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

８　合格発表後の取扱い

⑴　採用される日は、原則として令和９年４月１日ですが、場合によっては同日前となることがあります。
⑵　採用されることを辞退する者や新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人あて通知します。
⑶　合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

９　給与等

⑴　　令和８年度の初任給は、免許取得者が大学卒業後すぐに採用された場合は 256,000 円（免許取得見込者が大学卒業後すぐに採用された場合は、免許取得までの期間は行政職給料表適用のため、242,000 円）、その他の場合は経験年数等を加味した額が支給されます。また、職務内容によっては、行政職給料表が適用される場合があります。
⑵　初任給調整手当（初年度から採用５年目まで月 55,000 円、採用６年目は月 50,000 円、以後毎年 5,000 円ずつ減額）が支給されます。勤務公署及び職務内容によって、給料の調整額が支給されます。免許取得見込者は、取得までの期間は支給対象外となります。
⑶　沖縄県職員の給与に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 53 号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（令和７年度実績 4.65 月分）、特殊勤務手当等が支給されます。
⑷　沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 49 号）の規定に基づき、赴任旅費が支給されます。